931
6.10.29

福県医発第2060号（地）
令和６年10月28日

各 医 師 会 長　　殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
（公 印 省 略）

検査料の点数の取扱いについて

令和６年９月30日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料１のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課から示され、令和６年10月１日から適用となった旨、日本医師会より連絡がありました。

本通知の内容について、日本医師会において添付資料２のとおり整理されておりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

＜添付資料＞
１．検査料の点数の取扱いについて
（令和６年９月30日付け　保医発0930第９号　厚生労働省保険局医療課長）
２．新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

小郡三井医師会より　　医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

日医発第1269号（保険）
令 和 6 年 10 月 22 日

都道府県医師会長　殿

日 本 医 師 会 長
松　本　吉　郎
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

令和６年９月30日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料 1 のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長から示され、令和６年10月１日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）
１．検査料の点数の取扱いについて
（令和６年９月 30 日付け 保医発 0930 第９号 厚生労働省保険局医療課長）
２．新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発 0930 第９号
令和６年９月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和６年３月５日付け保医発 0305 第４号）を下記のとおり改正し、令和６年 10 月１日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

１　別添１の第２章第３部第１節第１款Ｄ００８（28）を次のとおり改める。

(28)　「52」の抗ミュラー管ホルモン（ＡＭＨ）は、不妊症の患者に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてＥＩＡ法、ＣＬＥＩＡ法、ＥＣＬＩＡ法又はＣＬＩＡ法により測定した場合に、６月に１回に限り算定できる。

２　別添１の第２章第３部第１節第１款Ｄ０１３（９）の次に次を加える。

(10)　ＨＣＶ抗体・ＨＣＶコア蛋白同時検出定性は、ＥＣＬＩＡ法により測定した場合に、区分番号「Ｄ０１３」肝炎ウイルス関連検査の「５」ＨＣＶ抗体定性・定量の所定点数を準用して算定する。

（参考：新旧対照表）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和６年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第２部　（略） 第３部　検査 １～18　（略） 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～Ｄ００７　（略） Ｄ００８　内分泌学的検査 （１）～(27)　（略） (28)　「52」の抗ミュラー管ホルモン（ＡＭＨ）は、不妊症の患者に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてＥＩＡ法、ＣＬＥＩＡ法、ＥＣＬＩＡ法又はＣＬＩＡ法により測定した場合に、６月に１回に限り算定できる。 (29)　（略） Ｄ００９～Ｄ０１２　（略） Ｄ０１３ （１）～（９）　（略）	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第２部　（略） 第３部　検査 １～18　（略） 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～Ｄ００７　（略） Ｄ００８　内分泌学的検査 （１）～(27)　（略） (28)　「52」の抗ミュラー管ホルモン（ＡＭＨ）は、不妊症の患者に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてＥＩＡ法、ＣＬＥＩＡ法又はＥＣＬＩＡ法により測定した場合に、６月に１回に限り算定できる。 (29)　（略） Ｄ００９～Ｄ０１２　（略） Ｄ０１３ （１）～（９）　（略）

(10)　ＨＣＶ抗体・ＨＣＶコア蛋白同時検出定性は、ＥＣＬＩＡ法により測定した場合に、区分番号「Ｄ０１３」肝炎ウイルス関連検査の「５」ＨＣＶ抗体定性・定量の所定点数を準用して算定する。 Ｄ０１４～Ｄ０２５　（略） 第２款　（略） 第３節～第４節　（略） 第４部～第 14 部　（略） 第３章　（略）	（新設） Ｄ０１４～Ｄ０２５　（略） 第２款　（略） 第３節～第４節　（略） 第４部～第 14 部　（略） 第３章　（略）

新たに保険適用が認められた検査

令和６年９月 30 日　保医発 0930 第９号（令和６年 10 月１日適用）

No.1

測定項目	**ＨＣＶ抗体・ＨＣＶコア蛋白同時検出定性**
販 売 名	エクルーシス試薬 HCV Duo
区　　分	Ｅ３（新項目）
測定方法	**ＥＣＬＩＡ法（定性）**
主な使用目的	血清又は血漿中の C 型肝炎ウイルスコア蛋白質(HCV コア抗原)及び C 型肝炎ウイルス抗体(抗 HCV 抗体)の検出(C 型肝炎ウイルス感染の診断の補助)
点　数	Ｄ０１３ 肝炎ウイルス関連検査 ５ ＨＣＶ抗体定性・定量　102 点
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日付け保医発0305第4号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第３部　検査 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～Ｄ００７　（略） Ｄ００８ 内分泌学的検査 (１)～(27)　（略） (28)「52」の抗ミュラー管ホルモン（AMH）は、不妊症の患者に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてＥＩＡ法、ＣＬＥＩＡ法、ＥＣＬＩＡ法又はＣＬＩＡ法により測定した場合に、６月に１回に限り算定できる。 (29)　（略） Ｄ００９～Ｄ０１２　（略） Ｄ０１３ (１)～(９)　（略） (10) ＨＣＶ抗体・ＨＣＶコア蛋白同時検出定性は、ＥＣＬＩＡ法により測定した場合に、区分番号「Ｄ０１３」肝炎ウイルス関連検査の「５」ＨＣＶ抗体定性・定量の所定点数を準用して算定する。 Ｄ０１４～Ｄ０２５　（略）

（日本医師会医療保険課）